

権利擁護研修（人権擁護、高齢者虐待、成年後見制度等）

1. 日 時 平成 20 年 7 月 18 日（金）18；30 開始～20；30 終了
2. 場 所 筑前町役場 敷地内 コスモスプラザ
講演担当 リーガルサポート福岡支部社員
司法書士 林 謙 一

1. 高齢者の権利擁護の必要性

（1）高齢化社会の到来

日本人の平均寿命（平成 18 年簡易生命表）

男性 79 歳（アイスランド；79.4 歳 に次いで 2 位）

女性 85.81 歳（世界 1 位 2 位；フランス 83.8 歳）

高齢化による課題

家族の変容と介護

核家族化の進行により高齢者夫婦のみ、高齢者単身世帯の増加

→ 高齢者の扶養、介護をどうするか？

財産侵害

高齢者が財産侵害を受けるケースの増大

- ・ 高齢者の孤独・判断能力の低下に乗じた、不当に高額な商品・不要なサービスの購入、高額な詐欺事件（豊田商事事件）
- ・ 家族・友人・知人等が高齢者の預貯金を勝手に引き出す

※ 尊厳ある人生とは自己決定ができること、人権・財産の侵害の心配がない安心した社会の実現が必要

※ 長寿社会を支えるさまざまな法律

「日本国憲法第 11 条基本的人権」

「同 13 条の個人の尊重と公共の福祉」

「同 25 条の国民の生存権と国の社会的任務」

等を基本として各種の法律が制定

「高齢社会対策基本法」

長寿を全ての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれ・・・

→ 後期高齢者医療制度？

(2) 成年後見制度（平成12年4月施行）

「目的」は・・・

判断能力の不十分な高齢者や障害者の判断能力を補うことにより、本人の生命や自由、財産等を護り、本人の生活を支援する。

「理念」は・・・

① 自己決定権の尊重

本人の自己決定権を尊重し、残された能力を活用しようという考え方。

※ 本人のいいなりになるという意味ではない。

※ 普通の生活、本人のこれまでの生活歴、環境、本人の発する言葉の真の意味、本人保護の立場等を総合的に判断して自己決定の見極めが必要。

→ 後見人の知識・経験・資質が問われる

② ノーマライゼーションの尊重

認知症の高齢者、障害者だからといって特別扱いをしないで健常者と一緒に助けあいながら生活していく。

③ 身上配慮義務

本人の生活を支えることが後見人の役割。

「成年後見」が生まれてきた背景は・・・

① 急速な高齢化社会

② 措置から契約に移行した社会

介護保険制度とセット

③ 弱者が狙われる社会

- ・ 一人暮らしの認知症高齢者や障害者をねらった悪質商法
- ・ 家族や他人による金銭の搾取
- ・ 施設内などでおこる財産の横領
- ・ 身体拘束など病院や施設でおこる虐待につながる行為

成年後見制度の利用が必要となるケース

判断能力が不十分なため

- ・ 預貯金通帳を紛失する、生活に必要な支払いが滞るなど、金銭管理やその他の財産管理が十分にできない。

- ・ 介護サービス利用や老人ホーム入所のための契約の理解ができない。
 - ・ 繰り返し悪質な訪問販売にだまされて財産を失ってしまう。
 - ・ 無計画な買い物や借金を繰り返す。
- などの事象が起こり、本人の生活がおびやかされている。

成年後見人等の職務（後見人を中心に）

- ① 財産維持・管理権
- ② 本人の生活・療養・介護に必要な手配

※ 本人の意思の尊重を特に重要視する必要がある場合

- ① 居住用不動産処分・・・家庭裁判所の許可
居住用不動産とは？
処分とは？
- ② 利益相反行為・・・特別代理人の選任
具体的には？
- ③ 医療行為の同意・・・同意権なし（入院・診療契約とは別）
成年後見制度のなかでは直接的な解決策示されていない。
費用の支出が妥当かどうかの判断
生命に関わる緊急性あり・・・インフォームドコンセント
がどのように行なわれたのかの確認
- ④ 本人の居所決定権・・・なし（入所契約締結権は別）
- ⑤ 入院の保証人・・・後見人には保証義務なし（本人の財産の範囲内）

（後見人等申立時の問題）

- ・ 申立人（本人、配偶者、4親等内の親族等、）（市町村長 精神 51 の
11 の 2 知障 27 の 3 老福 32）の確保の問題

（後見人候補者の問題）

- ・ 候補者が必ず選任されるとは限らない。

（後見人報酬の問題）

- ・ 第三者後見人の報酬

（親族後見人の報告事務負担の問題）

- ・ 定期的に家庭裁判所への報告をしなければならない。

(3) 高齢者虐待防止法（平成 18 年 4 月施行）

<目 的>

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ

1. 高齢者虐待の防止に関する国等の責務
2. 高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置
3. 養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する擁護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「擁護者に対する支援」という）のための措置等を定めることにより、

高齢者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資する。

高齢者虐待の定義

～65歳以上の高齢者に対する「養護者（高齢者を現に養護する者）及び「要介護施設従事者等」による次のような行為をいう。

国及び地方公共団体の責務、国民の責務

高齢者虐待の早期発見等

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

② 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓蒙活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

具体的な虐待とは？

「家庭内における高齢者虐待に関する調査（医療経済研究機構）」より

① 身体的虐待

- ・ 平手打ちをする
- ・ つねる、殴る、蹴る

- ・ 無理やり食事を口に入れる
 - ・ やけどをさせる
 - ・ ベッドに縛り付ける
- ② 養護を著しく怠ること（ネグレクト）
- ・ 入浴しておらず異臭がする
 - ・ 髪が伸び放題である
 - ・ 水分や食事を十分与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある
 - ・ 劣悪な住環境の中で生活させる
- ③ 心理的虐待（著しい心理的外傷を与える言動）
- ・ 排泄の失敗等を嘲笑する等により高齢者に恥をかかせる
 - ・ 怒鳴る、ののしる
 - ・ 侮辱を込めて子供のように扱う
 - ・ 話しかけを無視する
- ④ 性的虐待
- ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ⑤ 経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）
- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない
 - ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する
 - ・ 年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する

虐待への対応

1. 家庭における擁護者による虐待への対応

（1）市町村への通報等

高齢者虐待を発見した者は、

- ① 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、市町村に速やかに通報しなければならない。（義務）
- ② それ以外は、市町村に通報するよう努めなければならない。（努力義務）

(2) 市町村の対応

- ① 高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行なう。
- ② 通報があった場合の事実確認のための措置を講ずる。
- ③ 高齢者の保護のため、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に施設に入所させる等、適切に老人福祉法による保護のための措置を講ずる。
- ④ ③の措置を採るために必要な居室を確保するために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、立入調査をすることができる。立入調査を行なうに当たって、所管の警察署長に援助を求めることができる。

(3) 養護者に対する支援

- ① 市町村は、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市町村は、①の措置として、養護者の心身の状態に照らしてその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(4) 連携協力体制の整備等

- ① 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止等の適切な実施のため、包括支援センター等との連携協力体制を整備しなければならない。
- ② 市町村は、ア) 相談、指導、助言、イ) 通報の受理、ウ) 事実確認のための措置、エ) 養護者に対する支援、の事務を地域包括支援センター等に委託することができる。

2. 施設等の職員による高齢者虐待への対応

(1) 市町村への通報等

- ① 施設等の職員は、業務に従事している施設等で虐待を受けた高齢者を発見した場合は、市町村に通報しなければならない。
- ② ①以外の(施設等職員以外)者による発見
ア) 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、市町村に速やかに通報しなければならない。(義務)

イ) 上記ア) 以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。(努力義務)

(2) 道府県への報告

市町村は、(1) による通報を受けた場合は、厚生労働省令で定める事項を都道府県に報告する。

(3) 市町村長又は都道府県知事の対応

市町村長又は都道府県知事は、(1) による通報又は(2) による報告を受けた場合は、適切に老人福祉法又は介護保険法による監督権限を行使するものとする。

(4) 都道府県知事による公表(年次報告)

都道府県知事は、毎事業年度、施設・事業者による高齢者虐待の状況等について厚生労働省令で定める事項を公表する。

成年後見制度の利用促進

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

罰則

- ・ 事務委託を受けたものによる知りえた情報漏えい違反
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
 - ・ 正当な理由なく立ち入り調査を拒む、妨げる、忌避、質問に答弁しない、虚偽の答弁、高齢者に答弁させない、虚偽の答弁をさせる
(30万円以下の罰金)
- それ以外の罰則なし(他の犯罪を構成、民事の損害賠償、行政処分等)

(4) その他 相 続 遺 言